

福島市認知症地域支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民が認知症発症を我が事ととらえ、発症しても家族等とともに住み慣れた地域で安心して暮らしていかれることをめざし、認知症の人とその家族・地域の人が互いに交流・情報交換し、認知症について理解を深めながら、地域の支援体制を構築すること等を目的として実施する認知症地域支援事業（別表1に掲げる事業をいう。以下「事業」という。）を運営する者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内に事業所又は活動拠点を有する団体で、地域支援活動の実績があること。
- (2) 認知症の相談又は支援を行い、積極的に認知症に関する普及啓発活動を行うことができること。

(補助金の交付非対象者)

第3条 次に掲げる団体等は補助金の交付対象者とししない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体。
- (2) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体。
- (3) 市税等の滞納がある団体。
- (4) その他、公序良俗に反することを目的とした団体等で市長が認める団体。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することのできる者は、組織の代表者とする。

(補助の対象)

第5条 補助金は、事業を実施する団体に対して交付することとし、対象経費は別表2のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表3のとおりとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（事業費の30%以内の軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、福島市認知症地域支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、事業開始日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 福島市認知症地域支援事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 福島市認知症地域支援事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 構成員名簿
- (4) 団体の定款、規約、会則等
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金の交付決定を受ける者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

(変更交付申請)

第10条 補助事業者は、事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ福島市認知症地域支援事業変更承認申請書（様式第4号）に変更実施計画書及び変更収支予算書を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、第9条による通知を受けたときは、福島市認知症地域支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出し、交付を受けるものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、福島市認知症地域支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添え、当該事業の完了の日以後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間）に市長に提出しなければならない。

- （1）福島市認知症地域支援事業収支決算書（様式第7号）
- （2）事業に係るチラシ及び写真
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- （1）偽り又はその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）交付対象の事業を実施しなかったとき。
- （4）第1条の目的に反する行為があったとき。
- （5）その他補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月13日から施行し、平成27年10月1日に遡及して適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年 4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年 4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年 9月1日から施行する。

別表1（第1条関係）
（認知症地域支援事業について）

No.	事業名	事業の内容
1	認知症カフェ	認知症の本人及び家族の居場所づくり、交流、情報交換を目的とし、認知症の本人及び家族への支援拠点となる「認知症カフェ」を設置する。 ・当該年度内に6回以上行うこと。 但し、災害等の危機事象発生のためやむなく実施ができない場合はこの限りでない。 ・福島市内に支援拠点（10名以上対応できる広さ）を設けること。 ・認知症の本人及び家族からの相談に対応できる人員（医師、看護師などの医療関係者、認知症地域支援推進員、認知症介護支援経験のある介護関係者など）を1名以上配置する。その他、参加者に対応できる人数を確保すること。 ・地域住民へ参加を促す等し、積極的に普及啓発を行うこと。 ・参加費を徴収する場合は、材料費等の実費負担のみとし、参加者の意見を反映するなどして、参加者の負担にならない範囲とすること。
2	認知症高齢者等見守り 声かけ訓練	認知症の人が行方不明になったという設定のもと、地域のネットワークを活用して、「通報～連絡～搜索～発見・保護」の情報伝達の流れや声かけ等、実際の対応を訓練する。 ・企画、実施にあたっては、地域の学習会や認知症カフェに参加する等して認知症の方の声をきき、認知症の理解を深めながら企画、実施するよう努めること。

別表2（第5条関係）
（補助金の対象経費について）

対象経費
・通信運搬費（電話代等） ・借り上げによる会場使用料 ・会場借り上げにより請求のあった光熱水費（冷暖房費等） ・消耗品費（名札、筆記用具、材料費等） ・印刷製本費（チラシや資料の作成、コピー代等） ・講師報償費 ・賃貸借料費（コーヒーマーカーリース代等） ・送迎に係る経費 ・参加者にかかる損害保険料

別表3（第7条関係）
（補助金の額について）

補助率	10／10
交付上限額	1 認知症カフェ 1団体当たり 当該年度内に6回以上の開催 30,000円 2 認知症高齢者等見守り声かけ訓練 1団体当たり 30,000円 ※補助申請額と交付上限額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

交付回数	1 認知症カフェ 当該年度、1 団体につき 1 回まで。 2 認知症高齢者等見守り声かけ訓練 当該年度、1 団体につき 1 回まで。
------	--